

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、カーボンニュートラルに向けて、お取引先とともに「脱炭素・低炭素化」の工程改善やエネルギー使用効率化の取り組みを推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型の取り扱い条件を明確にして取引を行うとともに、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③ 手形などの支払条件

支払条件は下請事業者との合意の下、物品などを受領した日から起算し 60 日以内で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮します。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう配慮しつつ、不利益となる取引や要請は行わないよう努め、やむを得ず、短納期または追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

お取引先との双方向コミュニケーションにより開かれた公正公平な取引の推進を図り、真のパートナーシップの構築を推進し、共存共栄を図ります。

2023 年 1 月 24 日

曙ブレーキ工業株式会社

代表取締役社長 宮地 康弘